

岩手県告示第143号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和6年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託
  - (1) 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者 川倉孝ほか23名（別紙のとおり。）
  - (2) 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 盛岡市芋田字沢田49番34ほか92筆（別紙のとおり。）
- 2 認可年月日 令和6年3月7日

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。